

副 本

令和6年（行ウ）第31号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

令和6年（行ウ）第87号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトン 外1名

被告 東 京 都 外1名

準 備 書 面 (7)

令 和 8 年 6 月 4 日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告東京都指定代理人

飯 田 隼

同

倉 員 拓

同

鶴 見 信

同

瀬 川 隼

同

高 橋 裕

同

束 本 久

同

西 根 悠

同

田 中 秀

矢
巳
介
人
也
恵
記
宝

被告東京都は、本準備書面において、原告らの2026（令和8）年4月14日
付け求釈明書における被告東京都に対する求釈明に対し、回答する。

なお、略語については、被告東京都の従前の例による。

1 原告らからの被告東京都に対する求釈明事項

警視庁において、外見のみで職務質問をしてはならないという教養資料に基づ
く指導をしてきたという警視庁地域部地域指導課の責任者（指導内容を決定し実
施している者）の役職及び氏名（被告東京都準備書面(1)16～18頁参照）

2 被告東京都の回答

原告らが上記釈明を求める必要性は明らかでないところ、教養資料の内容は、
被告東京都が提出した乙B6ないし9号証によって明らかになっている上、責任
者個人において教養資料の内容を決定する性質のものではないから、回答の要を
認めない。